

みんなして



No. 11 発行 2012 年 12 月
 発行人：「生業を返せ、
 地域を返せ！」福島原発事故
 被害弁護団
 TEL：03-3379-6770

【最近の動き】

東電や国の動向	弁護団の取り組み
12月03日 福島第一原発、偽装請負疑いが半数と判明。	12月01日 沖縄避難者の会、東電説明会・原告準備会開催（那覇市）
12月05日 東電、24年1月1日から8月末までの賠償基準を公表。「自主避難」の妊婦・子供は最大で1人12万円。	12月02日 相馬・新地の被害者の会、総会開催（相馬市）
12月06日 東電、32町村について一律賠償打ち切りの方針を示す。	12月08日 南相馬被害者の会、集団訴訟説明会開催（南相馬市）
12月07日 福島県、震災関連死が県内で3000人を超す。最も多いのは南相馬の376人。	12月16日 訴状検討1日合宿（東京）
12月12日 ADR、原発事故で妻が欧州に避難した事案で避難費用など170万円を認める。慰謝料は認めず。	12月18日 郡山の商工業者向け集団訴訟説明会開催（郡山市）
	12月20日 原告団準備会（福島市）
	12月22日 南相馬被害者の会、集団訴訟説明会開催（南相馬市）
	12月23日 弁護団会議（東京）
	12月26日 責任論チーム検討会（東京）



☆フェイスブックとツイッターでも弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧下さい。

facebook <http://facebook.gwbg.ws/nariwai>

Twitter @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）

※ 題字「みんなして」は、青龍美和子弁護士の筆によるものです。

賠償金から税金とるの？—営業を破壊し、再建を妨げる課税の阻止へ—

2012年11月14日、福島原発被害・完全賠償請求中小業者連絡会（完賠連）は、仙台国税局・財務局に対し、事業者の賠償金への課税をやめるよう交渉しました。弁護団から、馬奈木弁護士、久保木弁護士、私が同席しました。

賠償金への課税問題とは

東京電力福島第一原発事故により、福島はじめ多くの地域の事業者・農家は、今も「風評被害」による経営の困難が続き、これに対する東京電力による賠償金の一部支払いもなされています。

しかし、国税庁は、営業損害のうち、減収分（逸失利益）に対して支払を受ける賠償金は事業所得等の収入金と扱い、課税対象としています。

東京電力に対し原発事故による中小業者の被害者を中心に損害賠償請求の闘いを広げてきた全国商工団体連合会・自由法曹団・税経新人会全国協議会の3団体からなる「完賠連」は、賠償金への課税を阻止する運動にも取り組んできました。

11月14日の交渉の内容

当日は、福島をはじめとする東北の農家、事業者等の当事者を中心に総勢10数名が一同に仙台国税局・財務局に課税をしないよう申し入れました。

「将来営業を再開するための設備投資等に確保したいお金の課税されてしまうと事業が再建できない」、「損害の一部しか賠償されていないのに、課税されると事業や生活が潰れてしまう」など賠償金への課税による重大な悪影響について具体的な訴えが次々と出されました。

にもかかわらず、仙台国税局の総務課長補佐は、「国税局は、法令を適正に執行する機関として、東京電力と和解・合意のうえ支払われた逸失利益に対する賠償金には課税させていただく」と通り一遍の回答を何度も繰り返しました。10回以上同じセリフを聞いたような気がします。

また、国税庁に対し課税をやめるよう意見を上げるよう要請すると、「被害者から意見があったことは伝える」としか回答しませんでした。

最後に、こちらから水俣病の時には熊本国税局が非課税とする扱いにした経験を紹介し、双方がこのような過去の事例について研究すること、そのうえで国税局として国税庁に対し営業損害への賠償金を非課税扱いにすべきとの意見具申を検討することを約束しました。

原発事故の加害責任を明らかにして、課税も止めさせよう

事業者・農民への賠償金は所得の補償ではなく、事業の再建費用に建てられるもので、これに課税されれば再建の見通しはたたず、地域経済の再建にもなりません。賠償金の課税による被害者の切実な実態を直接聞いていたにもかかわらず、交渉にあたった国税局の職員たちが、無理をしてでも何とかしようという意欲が見られなかったことには、非常に腹立たしい思いがしました。

今回の原発事故は、原発政策を推進してきた国にも責任があります。国税局も国の機関の一つで、被害者にとっては同じ「国」という加害者です。しかし、仙台国税局の対応は、加害者であるという意識が全く感じられないものでした。これから、東電のみならず国の責任も明らかにする訴訟や運動と並行して、生活再建を妨げる賠償金への課税を阻止する運動もどんどん盛り上げていきましょう！

（弁護士・青龍美和子）

11・20 対東電・対国交渉のご報告

11月20日、東電および経産省・文科省との交渉のため、福島、米沢、沖縄から200名を超える原発事故被害者が結集しました。

この交渉は、「全国公害被害者総行動実行委員会」、「全国公害弁護団連絡会議」、「公害・地球問題懇談会」、「原発事故の完全賠償をさせる会」、「原発なくせ、完全賠償をさせる福島県北の会」、「原発事故の完全賠償をさせる南相馬の会」、「相馬新地・原発事故の全面賠償をさせる会」、「福島原発避難者の会 in 米沢」、「東電原発事故の説明を求める会」の各団体が主催団体となって開催されました。「全国公害弁護団連絡会議」（公害弁護）に加入し、県北の会、南相馬の会、相馬・新地の会、米沢の会、沖縄の会の活動を支援している弁護団からも、多数の弁護団員が参加しました。

原発事故の被害は実に多様です。農民は土壌を汚され、漁民は海を汚され、事業者は「風評被害」に苦しみ、親たちは子どもの健康被害を心配し――。

交渉には、様々な立場の被害者の方が参加していたため、東電や国に、多様な被害実態を具体的に明らかにし、想いや要求をぶつけることができました。

あわせて、主催団体では、廃炉、原状回復、賠償、責任という4つの柱の下に、環境汚染対策、賠償範囲・手続、医療・健康管理、生活再建、教育・啓発などに関する要求項目をまとめ、経産省・文科省と東電に対し具体化と実施を求めました。



しかし、国も東電も、「検討する」「ご意見は上層部に伝える」といった表面的な回答に終始しました。ほとんど唯一の成果は、「中間指針は最低限の基準であってその上限を定めたものではない」、「相談会や説明会の開催の要望があれば応える」という言質をとったことですが、正面から被害と向き合わない国や東電の態度には、被害者の方々から新たな怒りがかかっていました。

今回、福島現地にとどまっている方と県内・県外避難者の方とが一堂に会して要求を訴えましたが、これほどの規模で交渉を行ったのは、事故後初めてのことだと思われます。また、東電本社と直接やりとりをした被害者の方はそれほど多くはなく、その意味では東電本社の対応を目の当たりにできたというのは、今後のたたかいへとつながる貴重な機会になったと思います。さらに、被害者の方々自身にとっては、自らの地域や属性とは異なる地域・属性の被害状況を具体的に知ることができたことも、被害者の連帯意識を高めるうえでとても有意義であったように思われます。

弁護団としては、今回の成果と意義をふまえ、引き続き各地の被害者の方々との協力し、要求実現を目指して全力で取り組んでいく決意です。

(弁護士・馬奈木徹太郎)

無責任

～11・20 対国・対東電交渉に参加して～

相馬新地・原発事故の全面賠償をさせる会 中島孝

誰も責任を取らない国、ニッポン。そういう情けない思いでいっぱいになった11・20の交渉だった。

茨城から子どもを連れて沖縄に避難している若いお母さんは、生活の困難と夫婦間の信頼の危機に直面しながら、それでも放射能から少しでも遠ざかろうと決意していた。「私たちにも賠償を」との訴えに、東電は「指針に従って適切に賠償金を支払うよう努めております」と。

適切でないから要求しているのに「適切」と押し切るあの鉄面皮。経産省は「強く指導します」。文科省は「注視します」。

会場から「強く指導すると、あなた方は何回繰り返したか。何を言っても信用できない」と激しい抗議。さらに、会場からは「国会でも地方議会でも、大地震が引き金となって原発は最悪の事態になると、何度指摘されても真剣な対策を取らせないできた経産省の姿勢は万死に値する」との発言も。さすがに役人たちのメモを取る手が止まった。

「中間指針は最低限度の基準」という言質は取れたものの、見るべき前進を得られない交渉であった。

沖縄から駆けつけたあの母親は、特異な例では決していない。福島にとどまり生活してはいても、このままで本当に大丈夫なのかという思いは、ほとんどの人々の心に淀んでいる。タコ、イカなど、ほんの一部の魚種の試験操業を始めた相馬の漁師たちにも、普通に操業できる日はいつたい来るのか、来ないのか、誰にも答えは出せない。

ましてや、4号機の使用済み核燃料プールの冷却用ポンプが、また壊れているなど、作業現場からのリーク情報が巷にあふれる地元にあっては、原発事故の「どうにもならなさ」が肌身にしみる。

再稼動を掲げる政党や国会議員が増えている。彼らにとっては放射能禍にもがき苦しむ住民の気持ちなど、「わがままな虫けらどもの嘆き」なのか。

かつて日本は敗戦の折、天皇、軍人、政治家、だれも責任を取らず生き延びた。原発過酷事故を引き起こしても、ふたたび、ムラぐるみで責任を逃れようと、腐臭をまき散らしながら彷徨っている。私たちは、もうそれを許さない。



東電交渉の感想

六六期司法修習生

「東電が払える額が賠償額ではない、被害者が被った被害に合った賠償額を支払うべきである。」

私たちのメッセージは、まさにこのようなものだったと思います。東電が考えた形式的な基準ではなく、被害の実情に応じた賠償をすべきなのは至極当然であり、何の落ち度もなく被害を被った人たちの権利であります。

東電の対応は、誠実な対応とは到底言えないものでした。唯一、満杯となって座れなくなつた被害者に自分たちの椅子を提供した点はよかったです。

彼らの回答は極めて形式的なものでした。我々は東電を代表しているという自信を持って言つたわりには、「社に持ち帰って検討する」、「我々だけでは答えられない」という回答ばかりでした。このような態度は、遠方から来ている被害者を馬鹿にしていると思えます。人間が来るべきであり、私たちもこれを強く求めました。

被害者の声は、その多くが悲痛なものでした。特に、福島出身の女性で、子どもに甲状腺の異常が判明したという話は、会場の涙を誘いました。子どもや妊婦に対しては、賠償のみならず、必要な費用の補償が認められて然るべきです。

弁護士の役割は、被害者の声を聞いてその正当性を主張し、正当な賠償や費用負担を求める、まさにこれを生で実感したひと時でした。中瀬先生は、説明会の開催について曖昧な回答をした東電に対し、強く糾弾し、その場で説明会の開催を約束させました。とてもよかったです。

私も現在は修習生ですが、一年後には、原発被害者の声を聞いて正当な権利保障の実現のために尽力する弁護士になりたいと強く感じました！活動を応援しています！

